

柏駅前デッキ利活用に関する実施要領

（目的）

第 1 条 柏駅前ダブルデッキ及びウッドデッキ（以下「デッキ」という。）の利活用に関する実施要領（以下「本要領」という。）を定め、柏市の玄関口にふさわしい魅力ある憩いの空間づくりにより、新たなまちの賑わいを創出し、いきいきし続ける公共空間づくりに寄与することを目的とする。

（デッキ利活用）

第 2 条 デッキ利活用とは、都市再生特別措置法（平成 14 年 4 月 5 日法律第 22 号。以下「特措法」という。）に基づく「道路占用許可の特例」の条件に適合し、かつ次の各号を満たし、柏市長が指定した都市再生推進法人である一般財団法人柏市まちづくり公社（以下「公社」という。）が認めるものとし、それらの行為でデッキを使用することとする。

- （1）柏市の玄関口である柏駅周辺にふさわしいものであること。
- （2）来街者等に、柏のまちを印象づけるものであること。
- （3）公の場（公共空間）にふさわしいものであること。
- （4）柏駅周辺の環境と調和を図りながら実施されるものであること。
- （5）小休憩できる滞留スペースの設置等の通行メリットを創出するものであること。

2 前項を満たし、デッキ利活用として使用できる内容は次のとおりとする。

- （1）飲食物の販売・提供
- （2）物品の販売
- （3）プロモーション
- （4）その他、公社が認めるもの

（利活用範囲）

第 3 条 デッキ利活用で使用する範囲（以下「使用範囲」という。）は、[資料 1 使用可能な範囲・時間] に定める使用可能な範囲以内とする。

（利活用者）

第 4 条 デッキ利活用が可能な者（以下「利活用者」という。）は、以下の各号の者（個人を除く。）とする。

- （1）柏市内外の企業や団体。（法人格の有無は問わない。）
- （2）その他、公社が認める者。

（禁止行為）

第 5 条 利活用者は、次の各号に該当する行為をデッキではてはならない。

- （1）道路法第 43 条に基づくこと。
- （2）公の秩序又は善良なる風俗を害するおそれがあること。

- (3) 集团的・常習的に暴力的不法行為を行う組織の利益になること。
- (4) 特定の政治団体、宗教団体等の利益となること。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条に定める営業及びこれに類すること。
- (6) 公営競技（競馬、競輪、競艇、オートレース）等に関すること。
- (7) 来街者の迷惑となる署名、勧誘、キャッチセールス等をする事。
- (8) デッキの管理に支障を及ぼすおそれがあること。
- (9) デッキの使用後の原状回復が困難であること。
- (10) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となるおそれがある物品、動物等を携行すること。
- (11) 異常な騒音、臭気等の発生、暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼすこと。
- (12) 柏市客引き行為等禁止等条例（平成29年施行）で禁止されている行為をすること。
- (13) 喫煙または喫煙行為の提供をすること。
- (14) 火気器具を使用すること。ただし、ダブルデッキにおいては電気を使った熱源器と携帯発電機を除くものとする。また、ウッドデッキにおいては、電気を使った熱源器を除くものとする。
- (15) 鉄道近接のため、安全の観点から、アルミ風船等の配布を行うこと。
- (16) 車両（公社が認めた自転車や荷車等の軽車両は除く。）を乗り入れ、又は留め置くこと。
- (17) 上記に掲げるもののほか、公社が不適当と認めること。

（利活用者の責務）

第6条 利活用者は、関係法令等の他に以下の各号を遵守し、安全な催行に努めなければならない。

- (1) デッキ利活用及びそれに関連した搬入出を含む設営又は撤去作業で使用する日（以下「使用日」という。）は、原則として、最小で1日から、最大で3カ月（連続日また不連続の複数日を含む。）までを限度とする。ただし、他のデッキ利活用の申請が見込まれず、かつ長期的に安全な使用ができると公社が判断できた場合に限り、1回の申請における使用日を最初の日から最大1年まで延ばすことができる。
- (2) 各使用日において、デッキ利活用及びそれに関連した搬入出を含む設営又は撤去作業で使用する時間（以下「使用時間」という。）は、原則として、〔資料1 使用可能な範囲・時間〕に示す使用可能な時間帯以内とする。
- (3) 使用日において、発生した事故については、利活用者のみならず、その関係者や来街者の行為であっても、その責任を利活用者が全て負うため、安全管理や事故防止には万全を期すこと。
- (4) 使用日において、利活用者の責任者は現場に必ず常駐し、デッキの安全確保に努め、公社の担当者と相互に連絡がとれる状態を保つこと。
- (5) 搬入出に関する時間及び経路については、他の道路利用者や近隣施設等の関係者間で事前に確認の上、来街者等に危害を与えないよう、利活用者の責任において

注意して作業をすること。

- (6) 原則として、十分な歩行空間（3.5メートル以上）を連続して確保し、来街者等の安全で快適かつ自由な通行を阻害しないこと。
- (7) 視覚障がい者誘導用ブロックが設置されている場合について、利活用者やお客様を含む来場者から当該ブロックまでの距離として、0.6メートル以上確保すること。
- (8) デッキ利活用中に来場客等が観覧したり、滞留したりする場所が使用範囲内に納まるように、関係者は会場整理を行うこと。
- (9) 搬入出における養生については、利活用者の責任において適切に行うこと。デッキの施設及び付帯設備等を汚損、破損するおそれのある場合についても同様とし、十分に留意して行うこと。
- (10) デッキ利活用でコード等を配線する場合には、来街者等がつかまらないように必ず養生を行うこと。その際にはパンチカーペットや配線ガードを使用する等、安全対策を十分に行うこと。
- (11) 造作物、看板等の設置に当たっては強風に耐えられるように安全に設置すること。適切に養生し、状況に応じた対応をとること。
- (12) 電気を使った熱源等を持ち込み、その使用を希望する場合は、公社の担当者に事前に相談を行い、公社が認めた場合に限り、使用すること。
- (13) 飲食物の販売・提供や物品の販売は、デッキ利活用で使用する目的やその内容に合致するものとし、公社が認めたもののみに限ること。
- (14) 保健所や消防局等の関係諸官庁への各手続きは行い、その指導には必ず従ったデッキ利活用を行うこと。
- (15) 使用範囲はすべて屋外空間となっているため、デッキ利活用の遂行については天候の影響を多大に受ける旨を了承すること。
- (16) 沿道店舗や近隣施設等の迷惑となる音出しはしないこと。また、他施設等より苦情等が出た場合、デッキ利活用の中止を要請することがある旨を了承すること。
- (17) チラシの配布やのぼり旗の掲出等の広報活動を行う場合は、使用範囲以外では行わないこと。
- (18) 看板やポスターについては、公社に事前協議の上、掲示すること。
- (19) 使用日に出たゴミ等は利活用者が責任を持って持ち帰ること。近隣施設内のゴミ箱等に投棄する行為は絶対にしないこと。
- (20) 使用範囲内は、常時清潔で安全な状態を保ち、できるだけ開放的な設えにすること。
- (21) デッキ利活用に伴うテーブル、チェア、パラソル、ゴミ箱等（以下「工作物や備品等」という。）は、常時安全で、清潔な状態に保つこととし、安全面に配慮し、来街者等の通行動線を確保するように設置すること。
- (22) 工作物や備品等は、緊急時に備え、速やかに撤去できる体制を整えること。
- (23) 工作物や備品等は、原則として、使用日各日の使用時間終了時に、利活用者が責任をもって撤去すること。ただし、公社が認めるものはこの限りではない。
- (24) 使用日の終了後は、使用範囲について原状復帰すること。

(25) ウッドデッキの使用については、別途定める細則の内容に従うこと。

(26) その他、本要領第1条に則し、上記以外に必要なこと。

(公社への申請等)

第7条 利活用者は、デッキ利活用で使用するにあたり、公社が定める必要な申請等の各手続きについて、所定の期限までに〔資料3 手続きの流れ〕に基づき、行わなければならない。

2 前項の申請等の各手続きについて、期限を守れなかった場合は、その対応はしないものとする。

(関係諸官庁への届出等)

第8条 利活用者は、デッキ利活用の内容により、公社が行う一部の手続きを除き、必要な届出等の必要手続きについて、関係諸官庁に相談の上、所定の書類にて行うものとする。

2 利活用者は、前項の届出等の必要手続きを完了した後、その旨を公社に報告するとともに、打合せや承認等を証する書類の写し（各1部）を公社に速やかに提出するものとする。

3 書類の不備等でデッキ利活用が実施不能となった場合、公社はその責任を負わないものとする。

(使用料)

第9条 デッキ利活用に伴う使用料は、〔資料2 使用料〕のとおりとする。

2 利活用者は、〔資料3 手続きの流れ〕のとおり、審査の結果、申請が承認された場合、公社が指定する支払期限日までに、公社から使用料として請求を受けた金額を速やかに支払わなければならない。

3 前項の支払いを以って、利活用者による当該デッキ利活用の実施について、確定したものとする。

(使用のキャンセル)

第10条 利活用者は、デッキ利活用をキャンセルする場合には、その旨を公社に伝達することによって、キャンセルをできるものとする。

2 利活用者は、第7条第1項に基づく申請以後、前条第3項に規定する支払いまでにキャンセルする場合には、キャンセル料として、前条第2項に基づき支払う予定であった使用料の50%の金額を速やかに公社に支払うものとする。

3 利活用者が前条第3項に規定する支払い以降にキャンセルする場合には、前条第2項に基づき支払った使用料は返金されないものとする。

(使用の予備日)

第11条 デッキ利活用について、天候不良等による申請日での催行中止等を鑑み、当該申請において別途予備日を設定することは、原則として、できないものとする。

2 前項において、公社に事前に相談を行い、予備日における使用料の金額を別途支払うことによって、1回限りで設定することができる。

(遵守義務)

第12条 利活用者は、次の各号に規定する者に対し、本要領に定める事項を遵守させなければならない。

- (1) 利活用者である団体の構成員。
- (2) 利活用者が実施するデッキ利活用の関係者（委託業者等を含む）。

(違反に対する処置)

第13条 次の各号に規定する項目に該当する場合には、違反行為とみなし、デッキ利活用での使用を中止とする。また、違反者がその者の負担において義務の履行、原状回復等を行うものとする。

- (1) 本要領及び公社の指導に従わない場合。
 - (2) 関係諸官庁の指導に従わない場合。
 - (3) 資料2に掲げる書類の記載に偽りがあった場合、もしくはその記載と当日の内容が大きく異なる場合。
 - (4) 本要領に規定する使用の権利を他に転貸・譲渡した場合。
 - (5) 関係諸官庁から中止命令が出た場合。
 - (6) デッキの安全上、支障があると認められた場合。
- 2 利活用者は、利活用行為に関係する者が本要領に定める事項に違反し、又は違反するおそれのある時は、責任をもってこれに対処しなければならない。
- 3 前項の措置に要する費用は、利活用者が全て負担するものとする。また、公社は、このために生じた損害について賠償の責任を負わない。
- 4 本要領に定める事項に違反した利活用者は、次回以降について、公社が認めない限り、デッキ利活用をできないものとする。

(反社会的勢力の排除)

第14条 利活用者は、公社に対し、自己（自己が法人の場合は、代表者、役員又は実質的に経営を支配する者。）が暴力団、暴力団員、暴力関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。

- 2 利活用者が、反社会的勢力に属すると判明した場合、公社は催告をすることなく、全ての事項を取り消すことができるものとする。
- 3 公社は、前項に規定する取り消しによって、利活用者に生じる損害について賠償の責任を負わないものとする。
- 4 利活用者は、第2項に規定する取り消しによって、公社に生じた損害について賠償する責任を負うものとする。

(改定)

第15条 公社は、本要領に定める事項について、事前の通知をすることなく、その内容の追加、変更、部分改廃等を行うことができるものとする。

- 2 利活用者は、第7条に定める申請等の時点で最新の本要領に基づき、当該申請等を行うものとする。

(その他)

第16条 利活用者は、関係法令等を順守し、使用日内における工作物や備品等の管理、来街者等の整理・案内、盗難、火災、事故等の防止、急病・けが人発生時の対応等については、利活用者の責任と負担において必要な対策を講じるものとする。

2 その他、本要領の内容に疑義が生じた場合又は本要領に定めのない事項が生じた場合には、公社と利活用者が協議して誠意をもって対応するものとする。

附則

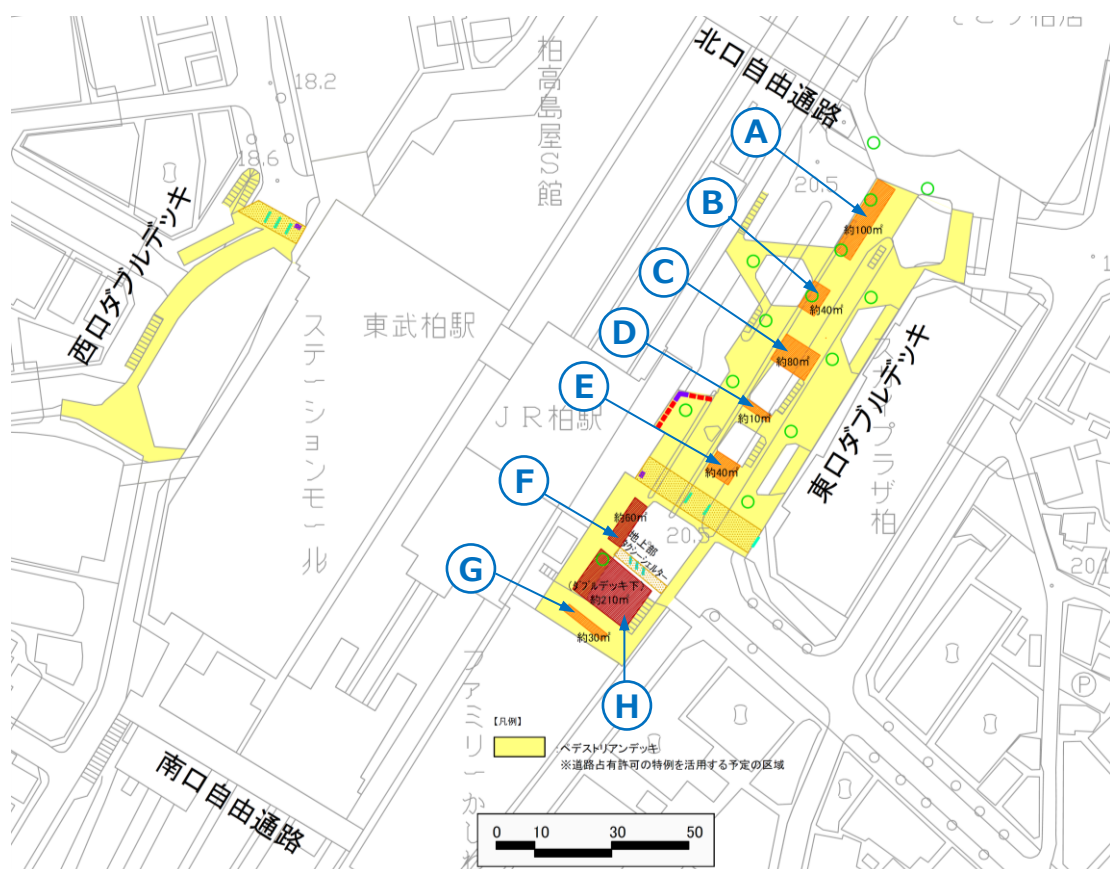
本要領は、平成28年4月1日以降に、第7条に定める申請等を行う利活用者に適用する。

(平成28年4月1日 制定)

(平成29年4月1日 改定)

(令和2年7月6日 改定)

〔資料１〕 使用可能な範囲・時間（１）



使用可能な範囲 (使用区画)		面積	使用可能な時間	
			搬入出を含む設営・撤去等	デッキ利活用の実施
ダブルデッキ	A	約100㎡	9 : 00 ～ 21 : 00	10 : 00 ～ 20 : 00
	B	約40㎡	9 : 00 ～ 21 : 00	10 : 00 ～ 20 : 00
	C	約80㎡	9 : 00 ～ 21 : 00	10 : 00 ～ 20 : 00
	D	約10㎡	9 : 00 ～ 21 : 00	10 : 00 ～ 20 : 00
	E	約40㎡	9 : 00 ～ 21 : 00	10 : 00 ～ 20 : 00
	F	約60㎡	9 : 00 ～ 21 : 00	10 : 00 ～ 20 : 00
	G	約30㎡	9 : 00 ～ 21 : 00	10 : 00 ～ 20 : 00
ウッドデッキ	H	約210㎡	9 : 00 ～ 21 : 00	10 : 00 ～ 20 : 00

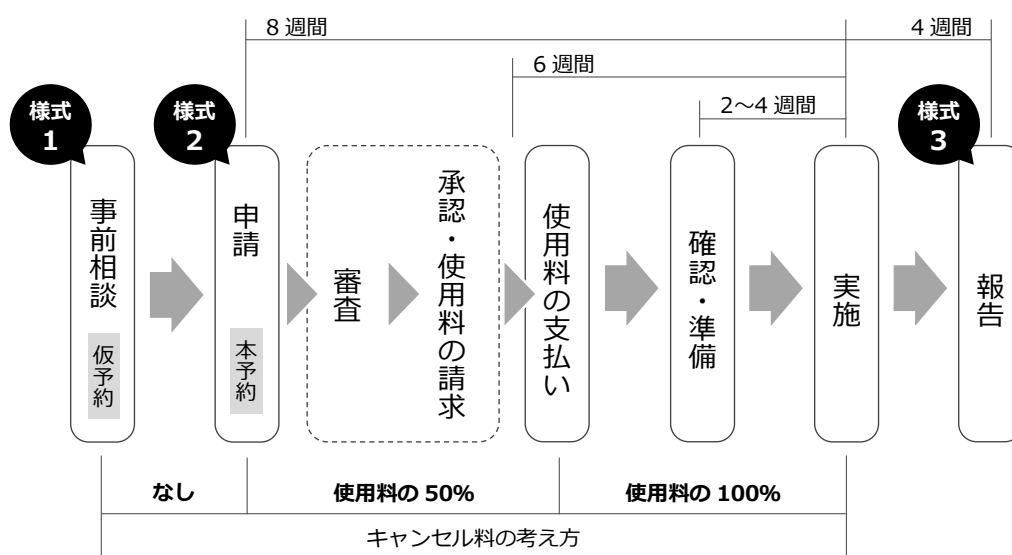
・上表の時間帯以外での使用は、原則として認めません。搬入出等に関わる作業エリアが限定され、デッキ利活用での使用及び安全上、支障がないと公社が認める場合に限り、上記の時間帯以外での使用を認める場合があります。

〔資料２〕 使用料

使用可能な範囲 (使用区画)		面積	電源	使用料	
				平日	休日(土・日・祝)
ダブルデッキ	A	約100㎡	○	3,000 円/日	6,000 円/日
	B	約40㎡	○	2,000 円/日	4,000 円/日
	C	約80㎡	○	7,000 円/日	14,000 円/日
	D	約10㎡	—	4,000 円/日	8,000 円/日
	E	約40㎡	○	14,000 円/日	28,000 円/日
	F	約60㎡	—	6,000 円/日	12,000 円/日
	G	約30㎡	—	2,000 円/日	4,000 円/日
ウッドデッキ	H	約210㎡	○	12,000 円/日	24,000 円/日

- ・上表の使用区画のそれぞれにおいて、時間貸し、又は部分貸しはありません。致しません。
- ・上表の使用区画内の一部には、照明柱や看板等の設備がある区画があります。使用区画の全てを平面的に使用できない場合があります。必ず、現地をご確認ください。
- ・上表の使用区画のそれぞれの使用料には、搬入出を含む設営撤去時の使用料、道路占用料及び道路使用許可手数料が含まれます。
- ・上記のA・B・C・E・Hの使用区画では、電源（最大、各1,500Wまで）の使用が可能です。ただし、各電源の使用可能な電力量は、他の区画での使用状況により、少なくなる場合があります。
- ・該当区画の使用料には、電源使用料及び電気使用料が含まれます。電源をご利用されたい場合は、事前にお申し出ください。
- ・上表の使用区画とあわせて、使用区画以外の部分を使用したい場合は、事前にご相談ください。デッキ利活用での使用上及び安全上の点を考慮して、判断させていただきます。
- ・上表の使用区画とあわせて、使用区画以外の部分を使用する場合は、使用料として、月曜日～金曜日においては1㎡あたり100円/日、土曜日・日曜日・祝日においては1㎡あたり200円/日がかかります。

〔資料3〕 手続きの流れ（1）



提出必要な書類	書類の提出期限
様式 1 【事前相談書】	原則、使用日の最初の日の 8 週間前まで。（仮予約）
様式 2 【申請書】	原則、使用日の最初の日の 6 カ月前から 8 週間前まで。（本予約）
様式 3 【報告書】	原則、使用日の最後の日の 4 週間後まで。

※事前相談を含む公社との各打合せで来社される場合は、事前予約のうえお願いします。

※上記の様式 1～様式 3 の各書類の様式は変更になる場合がございますので、詳細については公社までお問い合わせください。

[資料3] 手続きの流れ（2）

申請手続きを進めるにあたっての注意事項

【事前相談】

- 事前相談は、原則、使用日の8週間前までの期間で随時、受付しています。使用日が2日以上である場合、その最初の日を使用日の起算日とします。
- 本要領をご確認のうえ、様式1「事前相談書」をご提出いただくことで、仮予約として、日程を抑えることができます。ただし、他申請への抵抗力はありません。
- 仮予約している日に、他のデッキ利活用の申請書（本予約）が提出された場合にはご連絡をいたします。
- 仮予約は、予定している使用日の8週間前を過ぎた時点で自動的に消滅します。

【申請】

- 申請は、原則、使用日の6カ月前から8週間前までの期間で受付します。また、使用日が2日以上である場合、その最初の日を使用日の起算日とします。
- 本要領をご確認のうえ、様式2「申請書」に、その他書類（当日のタイムスケジュールやレイアウト、搬入出計画等を添付して、ご提出ください。
- 当該申請は、使用決定を確約するものではありません。内容の審査の上、承認または不承認を判断いたします。
- 本予約として、日程を抑えることができます。他申請への抵抗力が発生します。
- 申請後からキャンセル料が発生いたします。

審査 → 承認・使用料の請求

- ・ 申請の際に提出いただいた書類等をもとに、公社が審査を行います。
- ・ 審査の結果は、承認・不承認に関わらず、公社からご連絡します。
- ・ 原則、先着順になりますが、審査を行う中で、優先度を変更する場合があります。
- ・ 審査の結果、デッキ利活用での使用が認められた場合には、「使用承認書」と「使用料請求書」の受領をお願いします。公社からメール等でお知らせします。
- ・ 使用料の支払いに関する振込先と期限日については、公社より指定します。

〔資料3〕 手続きの流れ（3）

【使用料の支払い】

- 審査後に承認となった場合は、公社指定の振込先に、期限日までに所定の使用料をお支払いください。お振込みの際の手数料は、利活用者にてご負担願います。
- 使用料の支払いのお振込みの確認をもって、当該申請の確定となります。確定日は振込日となります。
- 申請（本予約）後から使用料を支払うまでのキャンセルについては、使用料の50%をキャンセル料として徴収させていただきますので、公社より指定した振込先に期限日まで、お支払いください。
- 使用料のお支払い後のキャンセルについては、お支払いいただいた使用料の100%をキャンセル料として徴収させていただきますので、返金いたしません。

【確認・準備】

- 使用日の2～4週間前までに、必要に応じて、公社との打合せを行います。
- 申請後から内容に関しての変更が生じた場合、速やかに報告をお願いします。その内容によっては、変更の承認ができない場合がありますので、ご了承ください。

【実施】

- 公社の指示に従い、承認された内容でご使用ください。
- 使用日当日は、現場責任者と公社が連絡を取れる体制づくりを必ずお願い致します。
- 使用終了後は、使用範囲の清掃を行い、原状復帰をしてください。
- 万が一、デッキの破損等をしてしまった場合は、公社に連絡をするようにしてください。

【報告】

- 原則、使用日の最終の日から4週間後までに、様式3「報告書」を公社にご提出ください。
- 様式3「報告書」のご提出がない場合、次回の申請をお断りする場合があります。ご了承ください。

上記に関するお問合せ： 一般財団法人柏市まちづくり公社

窓口対応時間： 9：00 ～ 17：00（土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く）

住 所： 千葉県柏市柏5丁目9番6号

TEL / FAX： 04-7164-4141 / 04-7163-7878

※お越しになられる際には、お電話での事前予約をお願いいたします。

〔資料４〕 関係機関の連絡先

関係機関	連絡先
一般財団法人柏市まちづくり公社 ※１	TEL : 04-7164-4141
柏市 土木部 道路総務課	TEL : 04-7167-1299
柏市 総務部 防災安全課	TEL : 04-7167-1115
柏市 都市部 中心市街地整備課	TEL : 04-7167-2354
一般社団法人柏アーバンデザインセンター UDC2	TEL : 04-7166-5000
柏警察署 交通課	TEL : 04-7148-0110
柏市 消防局 東部消防署	TEL : 04-7164-0119
柏市 保健所 生活衛生課	TEL : 04-7167-1259
一般社団法人日本音楽著作権協会（東京イベント・コンサート支部）	TEL : 03-5321-9881

※１ 都市再生推進法人として、柏市より指定を受けている法人